

第一種電気工事士の方へ

忘れないでください!!

5年に一度の
定期講習。



定期講習についてのご案内

第一種電気工事士の方は、電気工事士法の規定により、**5年以内**に独立行政法人製品評価技術基盤機構が実施している**定期講習**を受けなくてはなりません。

当機構では、第一種電気工事士の方に**受講案内書を送付するサービス**を行っています。

受講案内サービスとは

当機構では、受講期限の5年を超えないように、また、自らが受講案内書を取り寄せなくても済むように、受講時期に合わせて第一種電気工事士の方に受講案内書を送付するサービスを行っています。

なお、このサービスを受けるための手続きについては、都道府県によって異なります。

詳しくは、当機構までお問い合わせ願います。

また、手続きがお済みの方で住所を変更された方は当機構までお知らせください。

講習会場について

各都道府県の県庁所在地及び主要都市で開催しています。
詳細は、当機構のホームページでご覧になれます。

【電気工事士法に基づく経済産業大臣指定講習機関】

nite

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

製品安全センター 講習業務課

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

TEL:03-3481-1907 FAX:03-3481-8199

・当機構のホームページでも「開催予定」「よくあるご質問」などの情報をご案内しております。

<http://www.tech.nite.go.jp/lect/>